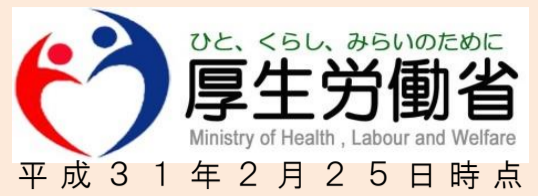


平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

現金がなくても

医療機関等を受診できます



○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[愛媛県]

国民健康保険・介護保険(今治市 宇和島市 大洲市 西予市 松野町 鬼北町 八幡浜市)  
愛媛県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外の医療保険についても免除される場合があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、各保険者が発行する免除証明書が必要です。

※ 県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ 入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この**窓口での取扱い**は**平成31年6月末まで**です。

なお、**①保険証と②猶予(免除)証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、**猶予(免除)**を受けることができます。

猶予(免除)証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

#### 【愛媛県からのお知らせ】

**災害救助法適用市町と同様の被害**を受けられた方がおられる**7市町の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療**の加入者の方が①～⑤のいずれかに該当する場合も、災害救助法適用市町と同様に窓口負担等の支払いが不要となります。

◎対象保険者 国民健康保険・介護保険(松山市 伊予市 久万高原町 砥部町 内子町 伊方町 愛南町)  
愛媛県後期高齢者医療広域連合